

(介護予防)訪問看護 重要事項説明書

Unite－Care合同会社
訪問看護ステーションてんゆう

当事業所は、契約者（以下「利用者」といいます）に対して訪問看護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご留意いただきたいことを次のとおり説明します。

目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業の実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. サービス内容と利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 苦情及び相談受付
8. 緊急時及び事故発生時の対応方法
9. 守秘義務及び個人情報の保護
10. 虐待防止
11. 第三者による評価の実施状況

※(介護予防)訪問看護専用

1. 事業者

- (1)法人名 : Unite－Care合同会社
(2)法人所在地 : 山口県岩国市昭和町1－1－23－1202
(3)代表者氏名 : 代表社員 渡里 祐哉
(4)電話番号 : 0827－21－3030
(5)設立年月日 : 令和5年2月9日

2. 事業所の概要

- (1)事業の種類 : 指定訪問看護事業所
(2)事業所名 : 訪問看護ステーションてんゆう
(3)事業所所在地 : 山口県岩国市麻里布町4－2－17
(4)事業所責任者 : 管理者 田中 亜希
(5)電話番号 : 0827－21－3030
(6)事業の目的 : 要介護者等に対し、計画的、継続的及び医学的管理に基づいたサービスを提供することで要介護者等の療養生活を維持又は改善させることを目的とします。
(7)運営方針 : 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の管理及び指導を行うことにより生活機能の維持向上を図るものとします。
サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村及び地域の医療機関とも綿密な連携を図るものとします。
(8)開設年月日 : 令和5年4月1日
(9)併設事業 : 介護予防訪問看護事業所

3. 事業の実施地域及び営業時間

(1)通常の実施地域

岩国市の内、岩国市街(旧岩国市)、岩国市由宇町、玖珂郡和木町とします。

(2)営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 但し、毎年8月13日から15日、 毎年12月31日から翌年1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時00分

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員とし、以下の職種の職員を配置しています。

< 職員の配置状況 >

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名		業務の一元的管理
看護師(管理者含む)	2名	1名	訪問看護サービス リハビリサービスの提供
リハビリテーション職員	2名		
A. 理学療法士	2名		

5. サービス内容と利用料金

当事業所では、利用者の住居に訪問し、利用者の希望、居宅サービス計画書(ケアプラン)、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、看護処置、リハビリテーション、療養上の指導等のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービス利用料金に関する項目は以下のとおりです。

(1) 利用料金の内、介護保険の給付対象となる場合

通常、居宅サービス計画書(ケアプラン)等によって計画的に提供されるサービスについては、利用料金の内、大部分(9割又は8割、7割)が介護保険から給付されます。

(2) 利用料金の内、介護保険の給付対象とならない場合

介護保険支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、支給限度額を超過した単位数に応じた利用料金につき利用者の負担となります。

(3) サービスの種類及びサービス提供時間ごとの利用料金

利用者が負担する利用料金は、介護保険法及び関係法令に基づき、利用者ごとの負担割合に応じた所定の金額とします。

(※詳細は別紙「料金表」参照)

(4) 利用の中止に伴うキャンセル料

利用者の都合及び連絡なくサービス提供が中止となる場合は、1回につき1000円を徴収し、通常のサービス利用料金のお支払いはありません。

なお、本項については、利用開始予定時間の1時間前までに利用者及び利用者家族等からの申し出がある場合、体調不良等やむを得ない事由の場合は、この限りではありません。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、サービス利用月の翌月10日以降に確定した利用料金をご請求しますので、現金支払、指定口座への振込み、指定口座からの引落しのいずれかの方法でお支払いください。

(※指定口座からの引落とし手続に関しては、別紙参照)

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 看護師及びリハビリテーション職員の変更及び交代

① 利用者からの交代の申し出

選任された職員の交代を希望する場合には、当該職員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して職員の交代を申し出ることができます。但し、利用者から特定の職員の指定はできません。

② 事業者からの交代の申し出

事業者の都合により、職員を交代することがあります。職員を交代する場合は、利用者及び利用者家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(2) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は「5. サービス内容と利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等を十分に配慮するものとします。

③ 備品等使用及び準備

訪問看護サービス実施のために必要なライフライン(水道・電気・ガス等)は無償で使用させていただきます。

又、訪問看護サービス実施のために必要な消耗品は通常事業者が用意しますが、プラスチック製及びポリエチレン製の手袋等の消費(事業所負担)が著しく多い場合には、事業者はサービス提供において該当の消耗品が必要な理由を明らかにし、利用者にご準備いただくよう依頼します。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の調整を行い、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

(4) 看護師及びリハビリテーション職員の禁止行為

看護師及びリハビリテーション職員は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①「診療上の補助行為」「療養上の世話」を超える医療行為
- ②利用者及び利用者家族からの金銭又は高価な物品の授受
- ③利用者の家族に対する訪問看護サービスの提供
- ④飲酒及び利用者若しくは利用者家族の同意なしに行う喫煙
- ⑤利用者若しくは利用者家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他利用者若しくは利用者家族に行う迷惑行為

7. 苦情及び相談受付

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情相談 受付窓口	窓口担当者 田中 亜希(管理者兼看護師)
	営業時間 8:30～17:00(土、日、お盆、年末年始除く)
	TEL 0827-21-3030 FAX 0827-21-3040

(2) 行政機関その他受付機関

岩国市 福祉部 福祉政策課 指導監査室	岩国市今津町1丁目14番51号	0827-29-5072
国民健康保険団体連合会 介護保険課(苦情相談窓口)	山口市朝田1980番地7	083-995-1010

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

(1) 緊急時の対応方法

訪問した際や訪問中に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じます。

緊急事態が確認された場合は、可能な限り速やかに利用者家族又は身元引受人その他関係機関に連絡を行います。

(2) 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族又は身元引受人その他市町村等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

前項の場合において、事故が発生した場合には、事業者は利用者の損害を賠償します。

前項の場合において利用者に重過失がある場合には、事業者は損害賠償の額を減じることができます。

事故が発生した場合は、再発を防ぐための対策として、事故の原因、状況、経過について記録し情報共有を図ります。

9. 守秘義務及び個人情報の保護

事業者及びその職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

事業者は、サービス従業者が退職後、在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

事業者が、居宅介護支援事業者等の介護保険制度上必要な機関に対し利用者又はその家族に関する情報を提供する場合には、利用者はこれを認め同意していただきます。

(1) 使用目的

利用者の居宅サービス計画を立案し、円滑にサービスの提供を行うために開催するサービス担当者会議における情報提供

介護支援専門員、サービス担当事業者との連絡調整において必要となった場合

サービス提供に関して主治医又は保険者の意見を求める必要がある場合

緊急時、災害時等において、生命及び身体の保護のため、関係機関へ安否状況の情報提供

(2)使用にあたっての条件

個人情報の提供は最小限とし、関係する者以外に漏れることのないよう十分注意します

個人情報を使用した会議の内容や相手方等について記録します

9. 虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、以下のとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています。(担当者:田中 亜希／管理者兼看護師)

(2)虐待防止のための指針の整備、定期的な研修の実施及び定期的な委員会の開催をします。

(3)サービス提供中に、当該事業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。

10. 第三者評価

提供するサービスの第三者評価については未実施です。

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

■ 事業者

所在地 山口県岩国市麻里布町4-2-17ウイングマリフ1F
名 称 Unite－Care合同会社
訪問看護ステーションてんゆう

代表者 代表社員 渡里 祐哉 印

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

■ 利用者

住 所

氏 名 印

■ 利用者の家族等

住 所

氏 名 印